

広 情 個 審 第 号
平成 3 1 年 3 月 日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る異議申立てについて（答申）

平成 2 7 年 1 2 月 3 日付け広市教総第 1 0 9 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 1 2 2 号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成27年12月3日付け広市教総第109号の諮問事案（諮問第122号事案）

平成27年10月15日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月29日付け広市教総第87号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月6日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人の異議申立書の主張は、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った本件開示請求について、全てを開示せよ。

(2) 異議申立ての理由

学校納入金の会計については公金に準ずる取り扱いであり公務・業務に該当する業務上の個人情報保護は不必要である。

学校名・職員名について公開すべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、次のとおりである。

実施機関における学校納入金の取扱いについての調査は、学校名を公開しないことを前提に実施しており、公にすることにより、実施機関と学校間の信頼関係を損ね、事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるためであり、条例第7条第3号に基づき、不開示とすることが適当であると判断したものである。

なお、教職員氏名等を不開示としているのは、公にすることにより、学校名が特定されることを回避する必要があるためである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

学校納入金の取扱いについての調査は、抽出した複数の学校に対し、学校名を公開しないことを前提に関係書類の閲覧、実態調査及び聞き取りを行ったものであり、学校名等や学校の特定につながる教職員の氏名を公にすることにより、実施機関と学校間の信頼関係を損ね、学校教育事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められ、条例第7条第3号に該当し、不開示とすべきである。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 12. 3	広市教総第109号の諮問を受理（諮問第122号で受理）
31. 1. 23 (第1回審査会)	第1部会で審議
31. 2. 19 (第2回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹